

長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について (2)

～ 国民健康保険税 軽減判定の基準の改正 ～

平成30年度税制改正により、給与所得控除・公的年金等控除が10万円引き下げられるとともに、基礎控除が10万円引き上げられます。

平成30年度税制改正大綱で、フリーランスなど様々な働き方改革を後押しする観点から見直しするものとされています。

均等割額と平等割額の軽減措置

一定の給与所得者等が2人以上いる世帯については、給与収入額等に変化がない場合でも、軽減措置に該当しなくなる場合があることから、軽減判定での不利益につながらないように、令和3年度から対象世帯の算定基準を次のとおり、改正します。

< 7割軽減基準所得金額 >

基礎控除額 (33万円) 以下の世帯



基礎控除額 (43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 以下の世帯

< 5割軽減基準所得金額 >

基礎控除額 (33万円) + 28.5万円 × 被保険者数) 以下の世帯



基礎控除額 (43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 28.5万円 × 被保険者数 以下の世帯

< 2割軽減基準所得金額 >

基礎控除額 (33万円) + 52万円 × 被保険者数) 以下の世帯

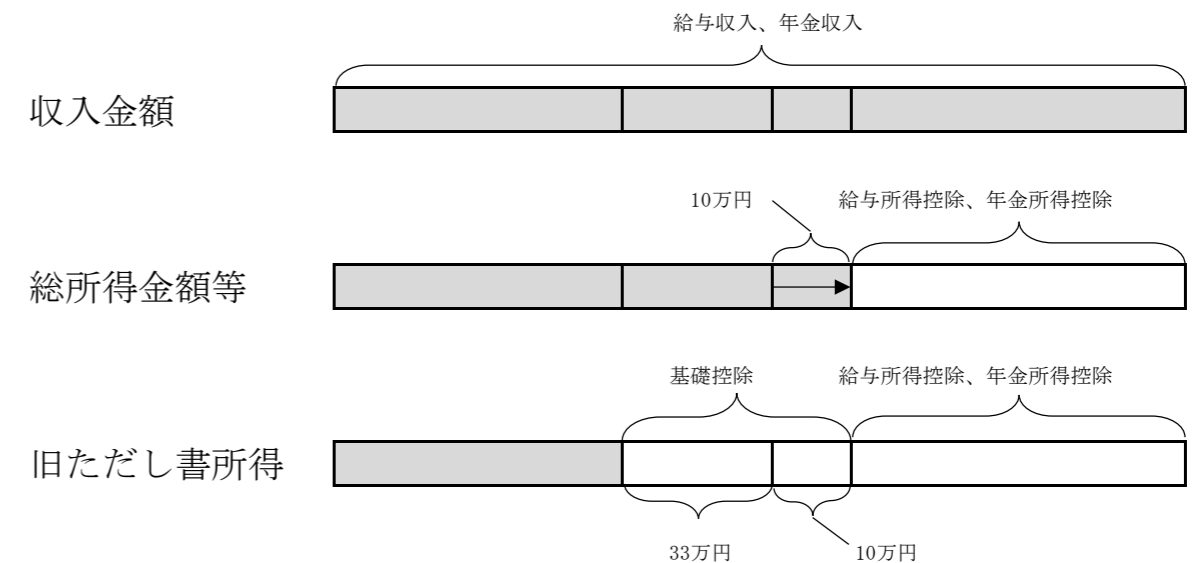


基礎控除額 (43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 52万円 × 被保険者数 以下の世帯

< 税制改正による所得等への影響 >

	給与・年金所得世帯	フリーランス
収入金額	変化なし	変化なし
総所得金額等	増加 <small>給与所得控除等減少</small>	変化なし
旧ただし書所得	変化なし <small>給与所得控除等減少・基礎控除額増加</small>	減少 <small>基礎控除額増加</small>

< 給与・年金所得世帯の場合 >



< フリーランス (農業・自営業等) の場合 >

